

令和5年和光市議会3月定例会

# 提出議案の概要

和光市



議案第1号	和光市公平委員会委員の選任について
担当	職員課

【目的】

和光市公平委員会委員の山下麻子氏の退職に伴い、新たに出口かおり氏を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

【内容】

東京都新宿区四谷坂町7番20号 コートトシマ・キク201  
出口 かおり

議案第2号	和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市固定資産評価審査委員会委員の横室静男氏の任期が令和5年3月7日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>埼玉県和光市新倉2丁目12番21号 横室 静男</p>	

議案第3号	和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	政策課

**【目的】**

より効率的かつ効果的な事務処理に資するため、各部局の規模の適正化を図るとともに、業務の適正な管理及び執行に必要な体制を整備することを目的として、組織体制を見直すために必要な改正を行うものです。

**【内容】**

保健福祉部を福祉部と健康部に分割し、建設部の名称を都市整備部に改め、併せて部の分掌事務を改めます。

**【施行期日】**

令和5年10月1日

議案第4号	和光市空家等対策協議会条例を定めることについて
担当	都市整備課

**【目的】**

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う組織として、和光市空家等対策協議会を設置するため制定するものです。

**【内容】**

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項に規定する、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、同法に規定された構成員により空家等対策協議会を設置します。

**【施行期日】**

公布の日

議案第5号	職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
-------	--

担当	職員課
----	-----

**【目的】**

職員の給与について、国の基準等に準じて改正するものです。また、再任用職員等について、定年引上げ完成時までの期間について、給料表の改正を行うものです。

**【内容】**

(主な改正内容)

地域手当の支給割合を国の基準に合わせて16%に引き上げ、職員の給料表の継足し部分、持ち家にかかる住居手当、月額支給の特殊勤務手当を廃止し、交通用具にかかる通勤手当の改正を行います。

また、職員の定年引上げ完成時までの期間、再任用職員等にかかる給料表を改正します。

**【施行期日】**

令和5年4月1日(ただし、通勤手当の改正は令和6年4月1日)

議案第6号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康保険医療課

**【目的】**

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げます。

**【内容】**

	改正前	改正後
基礎課税額（医療分）	63万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援分）	19万円	20万円
介護納付金課税額（介護分）	17万円	17万円
合計	99万円	102万円

**【施行期日】**

令和5年4月1日

議案第7号	和光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	保育施設課

**【目的】**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の改正に伴い、必要事項を追加・改正するものです。

**【内容】**

- (1) 安全計画の策定についての新設
- (2) 自動車を運行する場合の所在の確認についての新設
- (3) 業務継続計画の策定等についての新設
- (4) 衛生管理についての一部改正

**【施行期日】**

令和5年4月1日（令和6年4月1日まで猶予期間を設けるものとします）

議案第8号	和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	保育施設課

**【目的】**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されるのに伴い、必要事項を追加・削除・改正するものです。

**【内容】**

- (1) 非常災害対策についての一部改正
- (2) 安全計画の策定についての新設
- (3) 自動車を運行する場合の所在の確認についての新設
- (4) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準についての一部改正
- (5) 懲戒に係る権限の濫用禁止について削除
- (6) 衛生管理についての一部改正

**【施行期日】**

令和5年4月1日

議案第9号	和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	保育施設課

**【目的】**

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正に伴い、必要事項を本条例に追加するもの。

また、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の施行に伴い、必要事項を本条例から削除するものです。

**【内容】**

- (1) 子ども・子育て支援法の条ずれ等に伴う一部改正
- (2) 学校教育法第25条の項の新設に伴う文言の一部改正
- (3) 懲戒に係る権限の濫用禁止についての条文削除

**【施行期日】**

令和5年4月1日

議案第10号	和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保育サポート課

【目的】

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）中の第19条第2項が削除され、同法19条は1項のみの条となるため改正するものです。また、利用者負担額算定の基準となる所得割額の計算で適用されない控除について国の基準に合わせて追加・修正するものです。

【内容】

- 1 子ども・子育て支援法中の第19条第2項が削除され同法第19条は1項のみの条となるため、条例中「法第19条第1項」に該当する部分を「法第19条」と改めます。
- 2 利用者負担額算定の基準となる所得割額の計算で適用されない控除について、国の基準に合わせて以下のように追加・修正します。
  - (1) 地方税法314条の9の追加（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
  - (2) 地方税法附則第5条の5第2項の追加（寄附金税額控除における特例控除額の特例）
  - (3) 地方税法附則第7条の2第4項、第5項及び第7条の3第2項の追加（個人の市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）
  - (4) 地方税法附則第45条の追加（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）
  - (5) 条例中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」と改める（個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額）

【施行期日】

令和5年4月1日

議案第11号	和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を定めることについて
--------	--------------------------------------

担当	ネウボラ課
----	-------

**【目的】**

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行により、条例で引用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正されるため、所要の改正を行うものです。

**【内容】**

和光市子ども・子育て支援会議条例第3条第1項で規定している、子ども・子育て支援法第77条第1項各号が、同法第72条第1項各号に改正されるため、所要の改正を行います。

**【施行期日】**

令和5年4月1日

議案第12号	和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保育施設課
<p><b>【目的】</b>  学童クラブ利用料の算定方法について、市町村民税及び所得税を算定根拠としているものを、保育園保育料の算定方法に倣い、市町村民税のみに改めることについて必要事項を本条例に追加・削除するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第8条第1項別表の内容を改正する。</li> <li>(2) さざんか学童クラブについて、住所の確定により番地まで規定する。</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  令和5年4月1日（令和5年9月1日以降の利用料算定より適用）</p>	

議案第13号 和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

担 当 健康保険医療課

【目的】

出産育児一時金の支給額を引き上げます。

【内容】

	改正前	改正後
出産育児一時金	42万円	50万円

※産科医療補償制度の対象分娩ではない場合の支給額は48万8千円となります。

【施行期日】

令和5年4月1日

議案第14号	和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	公園みどり課
<p><b>【目的】</b> 既設の借地公園を購入したので、新たな都市公園として加えるため条例を改正するものです。</p> <p><b>【内容】</b> 既設の借地公園を購入したので、「西本村さくら公園」を新たな都市公園として加えます。</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日</p>	